
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第67号
(2021年8月3日配信)

【目次】~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~
1 農林水産業災害対策資金（7月1日からの大雨被害対象）のご案内
2 自然災害等のリスクに備える、農業版BCP（事業継続計画書）のご紹介
☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~☆~~~~~

1 農林水産業災害対策資金（7月1日からの大雨被害対象）のご案内

令和3年7月1日からの大雨により、被害を受けた県内の農林漁業者の方を対象に、
農林水産業災害対策資金の借入れが可能となりました。

●対象者 (1)または(2)

- (1)被災後1月間の農林水産業による総収入額が10パーセント以上減少した方
- (2)農林水産業に係る被害額が20万円以上の方

●資金使途（融資限度額）

- ・農業経営安定のための運転資金（個人1,000万円以内、法人2,000万円以内）
- ・生活維持に必要な資金（個人300万円以内）

●融資利率・償還期限

0.30%（令和3年7月19日現在）、5年以内（うち据置期間1年以内）

●取扱金融機関

静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会

●申込期間

令和3年7月21日（水）～令和4年3月31日（木）

●手続き

取扱金融機関にご相談の上、借入申込書、借入調書、被災証明書を提出してください。
※原則として市町長が発行する被災証明が必要ですが、被災証明書が出ない場合には、
農業協同組合、森林組合、木材協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の長の
証明をもって代えることができます。

●問い合わせ先

詳細は取扱金融機関または下記までお問い合わせください。
静岡県経済産業部農業ビジネス課農業金融班
電話 054-221-2629・2712

以下のURLをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyoukinyu/r10saigaitaisaku.html>

2 自然災害等のリスクに備える、農業版BCP（事業継続計画書）のご紹介

近年、自然災害等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。
こうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、
農林水産省で作成された「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と
「農業版BCP（事業継続計画書）」をご紹介します。

このチェックリストと農業版BCPIは、

- ・リスクに対する備えの意識やMAFFアプリなど注意喚起システムへの関心を高めて頂く
 - ・台風被害等の軽減のための取組事例等（災害の教訓）の提供
 - ・農業保険などセーフティネットへの加入の契機となること
- を目的に作成されています。

BCP（事業継続計画）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

以下のURLからご覧いただき、ぜひご活用ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

あずまニュース第67号はいかがだったでしょうか。
これからも皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して
いきたいと思えます。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL : 055-920-2157・2158 FAX : 055-924-8594

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレス
に配信停止のご連絡をお願いします。

その際『あずまニュース』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、あずまニュース配信先の変
更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、
お名前をお知らせ下さい。
